

過払い金

利息付け返還義務

最高裁「法定書面が必要」 初判断

消費者金融業者が債務者(借主)の過払い金を返還する際、年5%の利息を上乗せして支払うべきかどうか争われた2件の訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(宮川光治裁判長は1日)貸付時に業者が返済期間や返済金額を記載した書面を債務者に渡さなかった場合は、過払い金は利息を含めて支払うべきだ」とする初判断を示し、債務者側勝訴の判決を言い渡した。

2件の訴訟で被告と「大手の「プロミス」と「地の過払い金返還訴訟」決が相次ぐ可能性が出たのは消費者金融「CFJ」。今後、各で債務者側に有利な判ってきた。

過払い金を巡っては、「貸付時に返済期間や返済金額を記載しなればならない」とする貸金業法の解釈を巡って争われてきた。最高裁は05年に「業者は貸付時に、書

面返済期間や返済金額を記載する義務がある」との原則を示した。07年には「特段の事情がない限り、業者は過払い発生時から利息を支払う必要がある」との初判断を示した。

業者側は「何度も借り入れを繰り返すリボルビング方式では書面の交付は困難」との主張を展開してきたが、こうした司法判断を受けて05年以降は書面を交付する流れになっていくという。

今回の2件の訴訟は、05年以前から継続する貸し付けが対象。返還金570億円増債務者側が評価

債務者代理人の滝康暢弁護士(愛知県弁護士会)らは判決後、記者会見。今回の判決が与える影響について、「すべての過払い金返

り入れを繰り返すことを避けることができると指摘。その上で「記載のない場合、05年の最高裁判決以前の貸し付けであっても『特段の事情』には当たらない」として、利息を支払う義務があるとした。

小法廷は、書面で返済期間などを明示する必要性について「借主がいつ返済になるのか把握でき、漫然と借

還請求に影響を及ぼす。消費者金融業界全体で5700億円以上の返還増になると計算できる」と評価した。

今回の2件の訴訟の借り手は、CFJを相手取った川崎市男性と、プロミスを相手取った奈良市の女性。男性は13年間借金と返済を繰り返して、今回の判決で、501万円の過払い金返還が確定した。利息を上乗せしなかった2審・東京高裁判決に比べると、64万円の増額となるという。

聞新日毎

2011年(平成23年)12月2日(金)